

言語聴覚士学科 学科細則

(目的)

第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

第2条

1. 進級判定は学則第10条に基づき、校長、常務理事を含む進級判定会議で総合的に判定する。
2. 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 当該年配置科目については、最終進級判定会議までに、その全てを取得できなければ原級留置(留年)となる。
4. 原級留置が決定した場合は、取得済みの単位に関しては認定したものとみなすが、単位未履修科目と同様で講義に出席することが望ましい。

(臨床実習に関する方針)

第3条

1. 臨床実習への参加については、実習前判定試験の成績などを基に、専門知識、技術、態度などで総合的に判定する。
2. 実習前判定試験は、総合学力試験（模擬試験）、および実習前実技試験とする。
3. 実習前判定試験の成績は、試験得点率の60%以上を合格とし、60%未満であったものは再試験を行う。

(卒業判定に関する方針)

第4条

1. 卒業判定は学則第10条に基づく。
2. 第10条の「国家試験演習」とは、本学科の「国家試験対策」に相当する。
「国家試験対策」講義（1単位）の単位履修試験は、1月から実施する模擬試験、卒業試験等をさす。
3. 最終的な卒業判定は、学則及び上記1、2項に基づき、校長、常務理事を含む卒業判定委員会において総合的に判定する。

附則

この細則は、令和5年4月1日より実施する。